

○岡田議長 次に、今城議員。

〔今城議員質問席へ〕

○今城議員 公明党の今城雅子でございます。令和7年3月定例会に、米子市避難行動要支援者対策事業の進捗状況について、また命を守る避難所基準の導入について、带状疱疹ワクチンの定期接種についての大要3点の質問をさせていただきます。当局の皆様の前向きな答弁をお願いいたします。

まず1点目、米子市避難行動要支援者対策事業の進捗状況についてですが、近年の様々な災害現場で依然として高齢者や障がい者が犠牲となることから、各自治体において、これらの犠牲をなくすことを目指し、事前の準備と迅速な避難支援等を行うことが求められました。そのために本市においても米子市避難行動要支援者対策事業で避難に際して様々な配慮や事前の準備が必要な方の避難への支援についてあらかじめ備える事業を行っております。まず、この事業の目的について伺いたいと思います。

○岡田議長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 事業の目的でございます。この事業につきましては、災害時の高齢者、障がい者の逃げ遅れを防ぐことを目的としてございます。国が指針を定めてございまして、この指針に基づきまして、地域の特性、実情を踏まえながら、災害が発生するおそれがある場合、誰一人見逃さないという重要な目標を達成するために取り組んでいるものでございます。以上です。

○岡田議長 今城議員。

○今城議員 平成25年の災害対策基本法の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支

援者について避難のための対策を各自治体で講じることとなりました。

では、本市におけるこの事業の推進体制について伺います。

○岡田議長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 推進体制でございますが、地域振興課が所管課でございます。また、同時に防災安全課、長寿社会課、障がい者支援課と合同で事業を行っております。このように、各所属が持っております専門分野を生かした役割分担を取りながら、効率的、かつ迅速に事業を執行できるものと考えてございます。以上であります。

○岡田議長 今城議員。

○今城議員 4課合同でしているということで、専門性を生かしてということとはとてもよく理解できるところかなと思っております。これについて、本市ホームページではこの事業の取組を推進し、緊密な連携のために連絡会議を開催することというふうになっておりますが、この連絡会議の目的やその内容、開催状況について伺っておきたいと思います。

○岡田議長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 この会議についてでございますが、当初につきましては、事業実施に向けた準備を行うために開催をいたしておりました。現在は事業の進捗を情報共有する場合など、開催をしております。

開催の内容でございますが、令和4年度につきましては、令和3年における先行事業、2地区でありましたけど、その課題整理、また名簿作成に係ります条例制定の検討など行いました。また、

令和５年度以降につきましては、先ほど申し上げましたとおり、事業進捗について情報共有など行っているところであります。以上です。

○岡田議長 今城議員。

○今城議員 私はこの避難行動要支援者の避難の関係っていうところで、令和４年３月、また９月に、避難行動要支援者の避難についての質問、また名簿作成状況や、また情報共有について、情報共有をしていくっていうためには条例をつくっていかないといけないんじゃないかなっていう、そういう御提案も含めて質問をしまいいりました。それから２年以上が経過してるっていうことで、現実、今、関係の会議ということよりも進捗状況の管理というようなことになっているということですが、この米子市避難行動要支援者対策事業として実施している具体的な事業内容について伺っておきます。

○岡田議長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 事業の内容でございますが、主に２点ございます。一つが避難行動要支援者名簿の整理でございます。対象要件に該当される方の名簿作成をするとともに、随時更新をいたしております。もう１点が個別避難計画の作成でございます。要支援者名簿の掲載者で計画作成に同意された方を対象にいたしまして、個別避難計画を作成をいたしてございます。以上であります。

○岡田議長 今城議員。

○今城議員 この事業、大きな事業っていうことで２つの方向性があるっていうことで、以前も八幡前部長のときにもこのことに

ついてしっかりと議論をさせていただいて、具体的なお話なんかもさせていただいてたんですけれども、先ほども申し上げましたが、平成25年の災害対策基本法の改正によって、災害時に自ら避難することが困難な高齢者、また障がい者等の避難行動要支援者について避難行動要支援者名簿をまず作成するっていうこと、それが市町村の義務とされたということですね。これについて、本市でも避難行動要支援者名簿についてを整理し、それに基づいて要支援者への対策を推進するということになっておりますね。

そこで避難行動要支援者名簿の整理ですが、当初はもう何年間も実はできていなかったっていうようなこともありました、今の整理の状況について伺っておきたいと思います。

○岡田議長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 整理の状況でございますが、この名簿につきましては災害発生に備えまして既に整理は終えたところであります。この名簿について、今、市内29地区の公民館で管理をしてございます。また、これは条例でございますが、具体的に申し上げます、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報の提供に関する条例、この規定に基づきまして、協定を締結した地区、15地区ございます。この15地区の避難支援団体に情報提供しながら、災害発生にも備えてると、そういう状況でございます。以上であります。

○岡田議長 今城議員。

○今城議員 名簿はもう既に全て出来上がっているっていうことで、実際、名簿が出来上がって、そこからその次の作成支援っていうことにはなっていくわけですから、前に前に前にと進んでい

っているんだなっていうふうに思うんですが、避難行動要支援者名簿の整理が完了して、毎年２回の更新が行われているとのこと。この数年間での名簿対象者の整理によって国が示した基準による対象者が明確になってきたというふうに思います。

そこで本市の避難行動要支援者名簿に掲載をされている人数を伺っておきたいと思います。

○岡田議長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 現在の掲載人数は2,995人となっております。以上です。

○岡田議長 今城議員。

○今城議員 人数が2,995人、実際、この2,995人の方が在宅であり、また避難のときに特別な支援とか事前の行動計画をきちっとつくっておくべき対象ですよってということで名簿化されているってことなんですが、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効というふうにされたことから、この名簿を基にして令和３年の災害対策基本法の改正により避難行動要支援者を対象にした個別避難計画を作成するってことが市町村の努力義務とされました。こういう個別避難計画の作成は対象となる方の希望者に対して作成するというふうに、先ほど部長もおっしゃってくださいました、対象にするっていうふうになって、その方に対して作成するってこととなっています。個別避難計画作成の対象者のうち個別避難計画の作成がもう既に完了しているっていう方がどれぐらいいるのか、人数を伺いたいと思います。

○岡田議長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 段階的に避難計画の作成をいたしてございまして、令和５年度末現在、作成者数は累計で１５０人となっております。希望される方全ての方で作成済みでございます。以上であります。

○岡田議長 今城議員。

○今城議員 １５０人で、令和５年度末、今、６年度末がまだ来てませんので、６年度末、あと、７年度の末までこの事業、ずっと続けていくってということで、段階的につてさっきおっしゃったのはそういうふうな、だんだん広げていくってということなんだなっていうふうに伺っているんですけども、個別避難計画の作成は令和７年度末まで行うということになっていきますので、現在はまだ途中ですってということだと思います。

それでは、個別避難計画の作成について、実際は誰がどのようにどんな内容の計画を行っているのか、その流れとか全体的、具体的な内容について伺ってきたいと思います。

○岡田議長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 内容と流れでございます。まず、内容といたしましては、今、個別避難計画の作成、市の職員が主体的に行っております。作成希望のございました方からのアセスメント情報、これを福祉事業所に提供依頼することで、事業の連携を図りながら取り組んでございます。

流れについては、大きく５段階の流れをくんでございます。最初に、対象地区で個別避難計画の作成希望調査を実施をいたします。次に、その希望調査で希望があった方のアセスメント情報を収集いたしまして、個別避難計画に反映をいたします。その次に、

作成希望者のお宅に戸別訪問いたします。アセスメント情報の確認を行います。そして、避難先を検討した上で個別避難計画に反映をいたしまして、最後に完成した個別避難計画を作成希望者のお宅に手渡しを行う、このような流れで進めてございます。以上です。

○岡田議長 今城議員。

○今城議員 ここからが今回質問をしたいというところの大きな論点というか、になるんですけれども、私にとって。この個別避難計画の作成に当たって、以前、委員会でも少しお話を申し上げましたけれども、個別避難計画を担当の方と御本人、そして御家族などと、先ほど段階があるっていうふうに教えてくださったんですが、相談しながら作成をしていて、完成した計画書を交付されたっていう、そういう御家族からの御相談がありましたということで、委員会でもお話ししました。計画には避難が困難だったら救急車を呼ぶんだというふうに最終的に書いてあったと。災害時に我が家の対象になる方ですよ、避難のためだけに救急車を呼ぶっていうことはもう心が許さないと、私たちにはできないっていうふうに本当は思ってたと、実際の避難の際にはこの計画どおりにはできると思いますかって私に聞かれました。私たちは避難を諦めるしかないですっていうふうに、そういうふうに不安を語られていました。当事者である御家族がこれでは避難できないというふうに不安を感じておられる、そういう個別避難計画作成の現状もあるんだ、全てではないです、そういう方もいるっていうことです。そういうことの現状について本市としてどのように認識をしているのか伺いたいと思います。

○岡田議長 伊木市長。

○伊木市長 個別避難計画の作成に際しましては、作成対象者のお宅へ戸別訪問をいたしまして、家族の生活状況ですとか避難時の配慮点など細かい事項まで聴取することを最重要視しているところでございます。その上で、計画作成に挑んでおりまして、現在、作成しました計画は対象者が避難可能な内容であるものと認識しております。

○岡田議長 今城議員。

○今城議員 私もその計画自体はやっぱりきちっと対話をしながらしてくださってるっていうことはよく聞きました。何度も来ていただいたりとか内容を聞いてくださったりとかしましたっていうふうにはおっしゃってたんですね。けども、個別避難計画は災害リスクが高い区域に居住する方から優先的にやってるっていうことを考えると、何のためにこの個別避難計画を作成するのかっていう目的を考えたときに、災害で高齢者や障がい者の犠牲を抑えるためだっていうふうに、事前の準備を進め、迅速に避難支援等が行えるためだっていうことを考えると、最終的には避難が困難になったら救急車呼んでくださいとかって言われただけではとても不安になるっていうのも何か分からないではないかなっていう気持ちもします。ただ、さっき市長が言ってくださったみたいに、きちんと実行ができるっていうものをしっかりと計画に落とし込んでくださってるっていうことも、またこれは事実で、それができてないとか、そういうことではなくて、じゃあ、実際、どういうふうに現実的にはできるのかなっていうことが本当は大事なところになってくるんじゃないかなっていうふうに感じてい

ます。それぞれに作成された個別避難計画が命を守るための実効性のある内容となっているのかというこの1点をしっかりと把握して、それぞれの計画の確認作業を実施するということが必要ではないかなというふうに強く感じますが、このことについて御所見を伺いたいと思います。

○岡田議長 伊木市長。

○伊木市長 この個別避難計画ですけれども、本人の生活状況ですとか家族や支援者ができることを基本に作成をしております、実効性ある内容になるよう努めているところでございます。一方で、計画内容に不安を覚える家族などがおられることも承知をしております、不安の解消や実効性のさらなる向上を目指すためにも計画の点検と併せまして計画内容に沿った避難訓練を実施することなどが必要であると、そのように考えております。

○岡田議長 今城議員。

○今城議員 市長に理解していただいて、寄り添っていただけるなというふうに思います。やはりこの個別避難計画っていうもののっていうのはそのときに一緒にお話ししながらつくっている、実効性のあるもの、してくださっているけれども、実際、現実には避難する経験も体験もない状況の中で要支援者を抱える御家族にとっては不安になるということ、今、市長がおっしゃってくださったとおり、容易に想像ができる場所ですので、ぜひ実際の避難訓練や計画の検証についても御配慮いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

次に、避難行動要支援者以外の個別避難計画の考え方について伺いたいと思うんですが、私が今、危惧しているのは個別避難計

画を希望されない御家庭や避難行動要支援者名簿に記載をされていない、掲載されていないという方の実際の避難は一体どうなっているんだろうなっていうふうに思うところです。市の事業内容には、作成要件に該当しない方で希望される方も含みますというふうにあるんですけども、実際に個別避難計画の作成要件に該当しないっていう方で希望者の計画作成はあるのかどうか、伺ってみたいと思います。

○岡田議長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 計画の作成例ですが、令和5年度実施した対象地区におきまして、1件作成の実績がございます。具体的には障がいを持つ御家族がいらっしゃいました。お一人は該当、お一人は該当しないということであったんですが、家族からの強い要望、また状況を勘案をいたしまして作成をいたしたところがあります。今後につきましても、作成希望をいただいた際には状況や必要性に応じて随時作成をしてまいりたいと考えております。以上です。

○岡田議長 今城議員。

○今城議員 よろしく申し上げます。国が避難行動要支援者名簿の該当する要件っていいですか、それをきちんと決められたっていうところには一つとても前進というか、だなんて一瞬思って、実際、そうなんだと思うんですけど、この基準が非常に高いところで、言ってみれば、自分では動けないとか自分で避難することは難しいっていうのを基本に考えてるので、自分では動けるというような感じの方っていうのはやっぱり対象にならなかったっていうのが、これはこの対象を広げると物すごくたくさんの人にな

っちゃうので、それは本当に難しかったなと思って、国の基準であるってことはもう十分理解のできるところだなっていうふうに思っているんですが、でも、避難行動要支援者名簿に掲載されていない方について今後、どのように避難の実効性を高めるのかって、避難を諦めないようにするにはどのような対策が必要となるのか、今後検討が必要になるのではないかっていうふうに感じますが、御所見を伺いたいと思います。

○岡田議長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 まず、基本的な考え方といたしまして、要支援者に該当しない方につきましては早いタイミングでの避難、声かけ、比較的軽微な支援によって避難が可能であると考えてございます。一方で、本事業と併せまして地域住民の防災意識の向上ですとか、あるいは共助精神の醸成など図ることも重要であるというふうに考えてございます。引き続き私ども行っております出前講座ですとか各組織の皆様への訓練指導、さらには活動相談などを通じまして、地域防災力の向上に努めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○岡田議長 今城議員。

○今城議員 ぜひよろしくお願いします。我が家にも避難行動要支援者名簿の掲載対象外の家族がおりまして、日常生活においては自宅付近なら一人で何とか移動はできるんですが、誰もいないときに本人一人で避難、それはできないだろうなというふうに思っている状況です。また、御近所の皆さんもほとんどが高齢者だという状況。このような家庭は市内にはまだまだ多くあるのではないかというふうに思うにつけ、避難を諦めないように地域防災

力、また避難行動につながるような、なお一層の啓発、広報、訓練、支援をお願いして、大要２点目の質問をさせていただきたいと思います。

今、残念ながら、１００年に一度と言われるような大規模災害が同地域で１年に何度も襲ってくるような時代に入ってしまった。また、先日来の岩手県大船渡市のように、最初は小さな野焼きであったものが大規模な森林火災となるような、我々は日々、いつでもどこでも被災者になり得るリスクが現実には迫っているなっているというふうに感じずにはおられません。大規模災害時などでは地域の避難所はあらゆる意味で命を守り、次への復旧復興を支える拠点ともなる場所です。しかし、一昔前は取りあえず命を守ることが第一義。その避難所の環境基準なども明確ではなく、床にじかに座ったり、雑魚寝は当然、動くことも手足を伸ばすこともできない。このような避難後の衛生面や環境面の配慮はほとんど検討されてこなかった。しかし、今はこれらについても地域防災計画で明確化される時代となってまいりました。

そこで本市の避難所の環境整備について、米子市地域防災計画ではどのような考え方で盛り込まれているのか伺います。

○岡田議長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 避難所環境に関しましては、国から示されますガイドラインや鳥取県避難所機能・運営基準でありますとか鳥取県避難所運営マニュアル作成指針なども参考としながら、地域防災計画に盛り込んでおるところでございます。基本方針としましては、安全性や居住性の確保、生活関連物資の配付など被災者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努めておるところで

ございます。

○岡田議長 今城議員。

○今城議員 では、被災者の安心・安全な生活の重要な役割ともなる避難所の環境整備について、今、様々措置を講じることが盛り込まれているっていうことでしたが、1人当たりの避難スペースの面積であったり、トイレの数量であったりとか生活用品や飲料、食料などの様々な物資、避難所に配備される資機材等の整備についてどのような考え方に基づいて備蓄されているのか、また災害時に各避難所への資機材の数量や配分、分配などについてどのように行われるのかということを伺いたいと思います。

○岡田議長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 御質問ありました例えば避難スペースでございますけれども、鳥取県避難所機能・運営基準の共有スペースを含み1名当たり6平米程度を参考として避難収容をするときのスペースを検討をしております。備蓄につきましては、県と県内市町村で必要数を分散して保有しますいわゆる連携備蓄で定められた数量の確保と適正な管理に努めておるところでございます。避難所への備蓄物資及び支援物資の配分につきましては、災害の状況等に応じまして不足が生じないように適切な配分に留意することとしております。

○岡田議長 今城議員。

○今城議員 連携備蓄していただいておりますし、鳥取県避難所機能・運営基準によって決められているというお話です。これまでも会派でも連携備蓄の状況について、現地視察もさせていただいてきました。県で決めている、本市でも運用するところの避難

所の基準について、昨今の避難所環境における状況や先進的な環境整備に取り組む自治体への行政視察などをさせていただき、学ぶにつけ、私は本市においても新たな考え方や専門家の提言を基にした、時代に即した基準を検討する必要性を感じてなりません。

そこでこの基準に対する一つの考え方として、TKBの現状について伺いたいと思います。日本トイレ研究所の加藤篤代表理事は災害時にも安心できるトイレ環境づくりに取り組んでいる専門家です。加藤代表理事をはじめ避難所・避難生活学会の医師や専門家は日本型のTKBを目指す必要があることを提言として発表されました。

そこでこのTKBとは何のことを示していて、本市としてどのように受け止めているのか伺いたいと思います。

○岡田議長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 TKBとは、トイレ、キッチン、ベッドの頭文字を取ったものでございまして、避難生活におけます体調悪化を防ぐために避難所のトイレ環境や食事環境、就寝環境を整えることの重要性を端的に表すものと認識をしております。

○岡田議長 今城議員。

○今城議員 なぜ避難所でTKBが重要かということについて、これらがしっかり整っていないと命を落とすことにつながるというふうに言われております。相次ぐ災害関連死を防ぐための提言であるこのTKB48という概念が今、注目を集めておるところなんです、くしくも今朝の地元紙には、鳥取県で新年度、避難所に対するTKB24を作成するというふうに書かれていました。ちょっとびっくりしました。TKB24っていう作戦、TKB4

8 っていうのは 4 8 時間以内にしっかりとプッシュ型で整えていくっていうことなんですけど、それが鳥取県においては 2 4 時間で配備をしていくっていう、そういうことを今回、やっていくんだというお話でした、ちょっと本当に驚きましたが。これまでの避難所の常識を変えることになるのではないかと私は信じています。具体的には安心できるトイレ、温かい食事、ベッドをすぐ届けられるように最善を尽くすというものです。

では、本市におけるトイレ、キッチン、ベッドの対策、具体的にはどのような対応になってるのか伺いたいと思います。

○岡田議長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 まず、トイレの環境につきましては、県などと連携した仮設トイレの設置を想定をしておりますけれども、設置までに一定の時間を要することから、発災直後のトイレ不足を補うため、簡易トイレの備蓄や多数の避難者が見込まれる市内 7 か所へのマンホールトイレの整備、市民へのトイレに関する備蓄の啓発を行っておるところでございます。食事環境につきましては、発災直後は備蓄品の抛出等により食料確保を行うとともに、炊き出しや県、民間との連携などを通じて食料供給体制の構築を図ることとしております。就寝環境につきましては、床に直接寝ることを防ぐためのマットや空間確保のための間仕切りのほか要配慮者向けを想定しました簡易ベッドやプライベートテントなどの整備を進めておるところでございます。

○岡田議長 今城議員。

○今城議員 本市も県とともにっていう基準を設けてっていうことを今伺いましたが、もう県は T K B 2 4 をやると言っているわ

けですね。そうすると、それに伴って米子市もそういう体制をし
っかり取るっていうことに今度、向かっていかないといけないっ
ていうふうに私は思っているんです。この T K B の考え方ってい
うのは地震大国イタリアで地震の発生から 4 8 時間以内に快適な
コンテナ型トイレ、家族ごとのテント、ベッドが供給されるとい
う、イタリアはそういうふうにプッシュ型でボランティアも全部
そういうふうに行っていくっていうふうになっているから、それ
が一番、命を守るために大事なことだっというふうになって、今、
世界レベル、日本でも昨年、この T K B に対してのことも発言が
あったりとかしているわけですね。昨年の能登半島地震でも地震
から 2 週間がたった時点で既に 1 4 人が災害関連死の疑いがあっ
たというふうに言われていると。二次避難もなかなか進まない状
況であったとも言われ、能登半島の実態は、確かに特異な地理的
条件も重なったというふうにも思いますが、避難をする場所とし
て現状の基準については一考の余地があるとの示唆ではないかと
いうふうに思います。先ほどの御答弁で、避難所の広さについて
共有スペースも含めて 1 人 6 平米が基準であるというふうに、現
状、国もそのように、県もそのように言っていましたが、しかし、
共有スペースは体育館等の広い場所であるほど多く必要となって、
結局、実際のパーソナルスペースについては非常に狭くなるとい
うことが考えられます。ですから、実際のパーソナルスペースを
基準とするべきではないかというふうに私は思っています。

そこで昨今、災害地にスフィア基準を用いることが防災や避難
所環境の在り方としてクローズアップをされています。防災対策
におけるこのスフィア基準について、その概要と本市の認識を伺

います。

○岡田議長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 スフィア基準は、1997年に国際赤十字などが作成しました紛争や災害の際の避難所における給水や衛生、食料の確保などについて最低限の基準を定めたものと認識をしております。内閣府の避難所運営等避難生活支援のためのガイドラインに記載されるなど、今後の避難所環境の確保において参考となるものであると認識をしております。

○岡田議長 今城議員。

○今城議員 本日の新聞の中にも、昨年12月には被災者支援の最低基準として定めた国際基準、スフィア基準に基づいて面積であつたりとかトイレの数とかっていうのを運営指針を改定するっていうふうに、鳥取県がするっていうふうになっているというふうに言われていますね。ということを見ると、やはりこのスフィア基準についてのことをしっかり盛り込んでいくということが大事かなというふうに思っています。一昨年、私は本市の主催する防災スクール1期生として研修を受けて、その最後の発表のときの私の研究課題、テーマは「災害時のトイレ対策について」でした。多分、議会で災害時のトイレのことをずっと言ってきたので、そこについてしっかり勉強しなさいっていうことで与えてくださった課題かなと思ってるんですけど。このスフィア基準に基づいて様々学ぶ中で、避難所のトイレの設置基準は20人に1基、その男女比は男性1、女性3、避難所の1人当たりのスペースはパーソナルスペースとして最低3.5平方メートル確保することっていうふうにあると、こういうようなことを学んで、発表し

ました。これは約400ページ以上にも及ぶハンドブックの中のごくごくごく一部分だということも学びました。昨年の能登半島地震、またこれまでの各地での大規模災害等を受けて、国においても命を守るこのスフィア基準について、避難所の質の向上を目的に検討を始め、発災後48時間以内にこの基準を満たす、もう鳥取県は24時間以内に目指すというふうに作戦を立てておられるんですけども、この体制の構築を目指し始めています。本市においてもこれまでの避難所における各種の資機材の配備、設置の基準を見直して、計画的にこのスフィア基準に近づけるように命を守る基準としての導入の検討を始めるべきだというふうに感じますが、御所見を伺います。

○岡田議長 伊木市長。

○伊木市長 このスフィア基準についてですけど、これまでですが、避難所における環境整備に関しましては、各種ガイドラインですとか実例なども参考にしながら、県などと連携をして取り組んできたところでございました。議員おっしゃるとおり、このスフィア基準というのが今後、国の防災計画などにどのような形で反映されるかを我々としても注視をしているところでございます。これ、石破総理大臣が就任をされてからやはり避難所の環境をもっともっとよくしなければいけないという趣旨の御発言をしていらっしゃるしまして、具体的に例えば小中学校の体育館の冷暖房についてもしっかりと導入していこうというようなことも言われて、補助金制度の見直しなども一部始まったところでございますが、まだまだ我々からするとその辺の国の補助というのは十分でない点もございます。このスフィア基準に近づけていくということは、

あるいはそれに足していくということは本市としても大変重要なテーマ、課題であるというふうに認識をしておりますが、その辺を具体的にどのようなステップを踏みながらやっていくのか、災害時にスフィア基準が目指す状況にあった適切な支援、これが行えるよう、引き続き災害への備えに取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○岡田議長 今城議員。

○今城議員 ぜひよろしく申し上げます。今、市長がおっしゃってくださったように、どういうふうに備えていくのか、どういうふうについていうか、まだちょっと明確でないということも実はあるというふうに思いますので、そこら辺も検討しながら、私はこの米子市地域防災計画にこのような基準をしっかりと反映させた内容となるように改定をしていただきたいというふうに強く要望しておきたいと思います。

次に、３点目ですが、带状疱疹ワクチン接種について伺いたいと思います。

令和４年には矢田貝議員が、令和５年と、また昨年、私が公費助成について質問し、提案をしてまいりました。厚生労働省は、昨年１２月１８日、带状疱疹ワクチン接種について、令和７年４月１日から６５歳を対象に接種費用の一部を公費とするという定期接種とする決定を行いました、ただし、まだ７年度予算が通っていませんので、これは７年度予算が通るということを前提にはあるのですが。本市での接種体制の検討状況については２月の閉会中委員会において報告をいただきました。今議会に令和７年度予算、当初予算としてこの事業の予算が計上もされており

ます。これまで多くの市民の方から御要望いただいていたこの带状疱疹ワクチン接種の定期接種化です。このタイミングで市民の皆さんに御承知いただけるように、重ねてにはなりますが、質問をさせていただきたいと思います。まず、带状疱疹ワクチンの定期接種の概要について伺います。また、本市の接種体制について、現在決まっている計画内容を伺いたいと思います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 带状疱疹ワクチン接種の定期接種の概要及び接種体制についてでございます。带状疱疹ワクチン接種は、带状疱疹の発症予防、重症化予防を目的としまして、令和7年4月1日から定期接種とすることが国の審査会で了承されたところでございます。対象者は65歳の方、60歳以上65歳未満の方でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいの有する方として厚生労働省令で定める方でございます。ただし、65歳を超える方につきましては、5年間の経過措置として70歳から100歳までの5歳年齢ごとの方、令和7年度のみ100歳以上の全ての方も対象となるとされたところでございます。使用するワクチンは乾燥弱毒生水痘ワクチン、乾燥組換え带状疱疹ワクチンの2種類でございます。本市の接種体制につきましては、令和7年4月1日から定期接種を開始することといたしまして、令和7年度の対象者約9,500人の方に対しまして令和7年3月24日に接種券を発送する予定としております。接種は市内の医療機関での個別接種といたしまして、接種者の自己負担金は課税世帯は接種費用の5割、非課税世帯は接種費用の2割、生活保護世帯は無料とすることといたしまして、今議会に令和7年度当初予算案で計

上させていただいているところでございます。

○岡田議長 今城議員。

○今城議員 分かりました。乾燥弱毒生水痘ワクチン、いわゆる生ワクチンっていうふうに言われているワクチンの種類と、それから乾燥組換え帯状疱疹ワクチン、これ不活化ワクチンというふうに一般的に言われているワクチンなんですけど、この2種類があるということなんですが、それぞれのワクチンの種類について、どのような特徴があり、どのような違いがあるのかを伺いたいと思います。また、それぞれのワクチンをどのように選択するのか、その考え方について伺いたいと思います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 ワクチンの特徴や違い、ワクチンの接種方法についてでございます。生ワクチンは1回の皮下注射、組換えワクチンは2回の筋肉内注射が必要でございます。主な副反応としましては、生ワクチンでは赤み、かゆみでございます。組換えワクチンでは接種部位の痛みと、それぞれ違いがあることや効果の持続年数が異なりますので、医療機関等と相談をしていただき、いずれか一方を選択して接種することとなります。

○岡田議長 今城議員。

○今城議員 使用するワクチンが2種類あるということ、先ほどの御答弁でそれぞれの自己負担額は世帯によって接種費用の5割から無料ということになるということです。

それでは、それぞれのワクチンの接種費用そのものっていうのは幾らになる予定なのかを伺いたいと思います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 ワクチンの接種費用でございますが、生ワクチンの接種費用は8,690円、組換えワクチンの接種費用は1回当たりを2万1,890円とする予定でございます。

○岡田議長 今城議員。

○今城議員 生ワクチンといわゆる不活化ワクチン、回数も費用も大きく違いがあるということが分かりました。不活化ワクチンの場合は1回2万1,890円なんですけど、2回接種しないといけないので、費用としては4万3,780円ですかね、これがかかってしまうということになりますね。そこで実際に支払う場合の医療機関の窓口での自己負担額の支払い方法についてはどのようなになってるのか伺いたいと思います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 自己負担額の支払い方法についてでございますが、対象者の方に送付いたします接種券にはそれぞれのワクチンの自己負担額が記載されておりますので、接種したワクチンに応じて医療機関で接種券を確認し、お支払いいただくことになります。

○岡田議長 今城議員。

○今城議員 そうですね、その場で金額が分かるっていうことなので、どのようなワクチンを使うのかっていうことを医療機関と御相談をした上で、自分の支払う額がっていうのが負担額の割合も含めて分かるっていうことだということは今、教えていただきました。

それで、带状疱疹ワクチンの定期接種化の周知の方法っていうのも、これまた大事じゃないかなと思います。先ほど3月24日

に対象の方にはお知らせをいただけるってことなんですけども、この定期接種の概要と接種体制など、対象者及び対象者数が分かったので、そこで接種券が届くことでの周知はもとより、対象となった方に带状疱疹という疾病を正しく認識していただくこと、それとワクチンの有用性をしっかりと広報するっていうことが、これも重要と私は感じます。どのように周知と広報を行うのか伺いたいと思います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 周知方法についてでございますが、接種券を個別通知する際に御案内や説明書を同封いたしまして、带状疱疹が発症する仕組みや合併症、ワクチンの有用性、接種に当たっての注意点などを周知することとしております。また、市報やホームページでも同様に周知してまいりたいと考えております。

○岡田議長 今城議員。

○今城議員 よろしく申し上げます。重症化によって生活の水準が非常に悪くなるっていうことも、これは言われている病気ですので、しっかりと正しい広報をお願いしたいなというふうに思います。

いよいよ带状疱疹ワクチンの定期接種が開始されるということで、非常に期待するところです。しかし、先ほど教えていただきましたとおり、65歳以上の希望者が全員、定期接種を終えるにはこれから5年間が必要であるということ、来年度、7年度に対象とならない人は最長4年間待たないといけないという、そういうことにもなるんです。その間に疾病によってワクチン接種が必要となったという場合は対象年齢でない方の自己負担額、どのよ

うになるのかを伺っておきたいと思います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 ワクチン接種の対象年齢でない方の自己負担額についてでございますが、定期接種の対象年齢でない方の接種につきましては、任意接種となりますので、全額自己負担での接種となります。

○岡田議長 今城議員。

○今城議員 そうなんですね。定期接種化になったとしても、向こう5年間で1回受けるってということが分かっているんだけど、その間に受けなければならないという状況になったとすれば、それは任意接種なので全額自己負担ということなんだということ、これまでのとおり、任意接種となるということを併せて周知が必要だと思いますが、御所見を伺います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 周知についてでございますが、带状疱疹ワクチンの定期接種は対象年齢が決められておりますので、そのほかの年齢で接種される場合は任意接種になることなども市報やホームページで市民の皆様に分かりやすく周知することとしております。

○岡田議長 今城議員。

○今城議員 そこで御提案というか、いつも申し上げていることでもあるんですが、定期接種化をされたとしても対象年齢になるまでは定期接種にならない任意接種なんだ、この間に疾病等で带状疱疹ワクチンの接種が必要となったという方は間違いなくおられると思います。このような方の命を守るために、必要としてい

る方へは医師の証明書等を基に本市独自でワクチン接種費用助成を実施してもいいのではないかというふうに私は考えますが、御所見を伺いたいと思います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 本市独自の接種費の助成についてでございますが、現在、本市で公費助成を行っているワクチンは予防接種法で定められた定期接種のみでございます。定期接種対象者以外の費用助成は考えていないところでございます。

○岡田議長 今城議員。

○今城議員 毎回、そういうお話で、定期接種であるっていうことがもう決まったわけなので、それは年齢ときちっと決められた規則に基づいてやるっていうこと、これもまた公平性があることだとは私も思っています。ですが、この带状疱疹ワクチンの定期接種化を待ち望んでいたっていうことの期待が高まっているわけですね。一方で、新型コロナウイルスの感染症ワクチン接種のときにも見られたとおりの計画どおりワクチンが供給されるのかっていうことも、定期接種になるとこういうことも実は心配もありますので、継続的な状況把握もお願いしたいと思います。

また、私はこの带状疱疹ワクチンの接種についてこれまで何度も何度も質問をして、御提案をしてきたわけなんですけど、自己免疫の疾病とかで命を守るためにどうしても必要となって、このワクチンを任意接種された方からの御相談、自己免疫疾患という疾病の特性から安価な生ワクチンは使用できない、高価な不活化ワクチンを接種することになった、自分は命を守るために費用を工面して接種したけれども、こういう場合、低所得の方や年金暮ら

しの高齢者は助成制度がないと任意接種ができないよってというふうに言われました。米子市で任意接種の助成、お願いというふうに言われてきましたが、私もこのことについては何度も何度もお願いをしてきています。任意接種ですので、向こう5年間、時限的に実施をすることはできないかなというふうに強く要望したいと思います。命を守る施策は防災だけではないと私は思います。フレイル対策も重要ですが、誰もがずっと元気で健康に暮らせるまち米子を実現するために目の前の疾病対策についても同様に取り組んでいただきたいなということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。